

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1) 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を企業価値向上の重要課題として位置づけています。柔軟かつ迅速に対応できる、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指すとともに、コンプライアンス体制、リスク管理体制、内部統制システムの充実強化を図ることで、株主・顧客・市場の信認を高めます。

2) 基本方針

- (1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2) ステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4:招集通知の英訳等、補充原則3-1-2:英語での情報開示・提供】

議決権の電子行使の採用、招集通知の英訳、英語での情報の開示・提供は、海外投資家の持株比率20%以上を目安に判断します。
なお、財務情報については、英語での情報開示を検討します。

【補充原則4-11-3:取締役会全体の実効性の分析・評価】

今後当社は、取締役会全体の実効性について分析・評価し、その結果の概要を開示する予定です。

【原則5-2:経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、経営戦略に基づいた事業目標を策定し、取締役会で進捗管理を行っていますが、金融商品取引業は、経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受けるなかで、収益計画や目標とする経営指標を開示することは、投資家等に誤認を与える恐れがあることから行いません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4:いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社との取引関係の構築・維持・強化等から必要と判断する企業の株式を、政策保有株式として保有することがあります。
保有の必要性については、定期的に検証し、見直します。

2. 議決権行使基準

議決権の行使については、保有先の経営方針を尊重したうえで、総合的に判断し適切に行います。

【原則1-7:関連当事者間の取引】

当社は「関連当事者の開示に関する会計基準」に基づき、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を事前に特定し、当該関連当事者との重要な取引については、取締役会での承認手続を通じて取引条件の相当性をチェックすることで監視します。

【原則3-1:情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

社は、経営理念は、当社ホームページをご参照下さい。
(<http://www.takagi-sec.co.jp/corporate/>)

<経営戦略>

(1)「投信の窓口」宣言の実行

業界すべての投資信託の分析評価システム(ファンド・ラボシリーズ)、投資信託に特化した投資環境分析レポート(投信ストラテジー)、更には、対面営業でトップの取扱本数を有する品揃えを強みに、客観性・公平性を旨とし、「くらべる・選べる・納得できる」をスローガンに、ファンド・コンサルティング営業を展開する。

(※)既に他社で購入、保有している投資信託に不安を抱えているお客様、主に土日・夜に投資相談をしたいニーズを持つ次世代の潜在富裕層、老後資産設計を検討したい退職前後層を対象に、土日対応も行う「投信の窓口」本支店での対面相談サービス、地域的制約のない

インターネット画面を活用したコンシェルジュ対応サービス、お客様ご自身がファンド・ラボ機能を駆使し自己判断投資できるネット取引サービス等、お客様とのアクセスチャネルを多様化することによって、口座数の飛躍的拡大および投信預り資産の拡大を図っていく。

(2) 資産運用の専門性強化(プロのアドバイス能力の強化)

超低金利かつ高ボラティリティの金融マーケット環境と、401K、NISA・ジュニアNISA等の制度環境にビジネスチャンスを見出し、株式、投資信託、外貨建て債券・株式、保険等、あらゆる金融商品ならびに運用手法を駆使し、お客様の財産価値の拡大に寄与すべく、専門家としての運用アドバイス能力をより一層強化する。

(3) 相続贈与関連ニーズに応じた資産コンサルティング力の強化

資産運用ビジネスの効果的拡大のトリガーとなる、相続贈与に関する相談サービスを、税理士等専門家との提携ネットワークを活用し、更なる強化を図っていく。

(※) 相続サービスとして、1) 相続発生前に「310万円プロジェクト」等の相続・贈与対策アドバイス、2) 相続発生後は「相続手続きサポートデスク」による相続手続き支援を提供。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬の決定方針と手続

1) 方針

当社経営陣幹部・取締役の報酬は、業績との連動ならびに企業価値創造の対価として適切なインセンティブを構成することにより、優秀な経営人材を生み、また確保し、上場企業として持続的な発展に資することを目的とする。

報酬の要素としては、金銭報酬として固定報酬と年次賞与で構成する。固定報酬は、各取締役の経歴・職歴および職務ならびに業界水準等を参考に決定する。また、固定報酬の一部を株式関連報酬の形で支払うことがある。この場合、株式関連報酬には一定の権利行使制限期間を設けることにより、株主との中長期的な利益の一致を図るものとする。

年次賞与は、会社全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。年次賞与の水準に応じて、一部の支払いを将来に繰り延べることがある。また、株主との中長期的な利益の一致を図るため、繰り延べた賞与の一部を現金ではなく、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬で支払うことがある。また、賞与の一定割合を退職するまで信託銀行に保管し、一定の事由に該当する場合は、没収することがある。

2) 手続

取締役会は、透明性・客観性を確保するため、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会における協議を経たうえで、報酬を決定する。

4. 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補指名の方針と手続

(選定基準)

・経営陣幹部・取締役候補者は、豊富な実務経験と高い能力、優れた人格・見識を備え、当社の経営理念に沿って中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できる人物を選定する。

・監査役候補者は、優れた人格・見識とともに高い倫理観を備え、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性に貢献することが期待できる人物を選定する。

(選任手続)

・取締役および監査役の選任は、株主総会決議によるものとし、株主総会に提案する取締役および監査役候補者は取締役会において選定する。

・取締役および監査役候補者の選定にあたっては、選定基準ならびに構成に関する考え方を踏まえ、指名・報酬諮問委員会における協議を経たうえで、取締役会で決定する。なお、監査役候補者は事前に監査役会の同意を必要とする。

(構成に関する考え方)

・取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数として、2名以上の社外取締役を含む15名以内とする。

・監査役のうち1名は、財務・会計に関する適切な知識・経験を有する者を選定する。

5. 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者の個々の選任・指名理由

社外取締役・社外監査役については、個々の選任理由を株主総会参考書類に記載しています。

今後は全ての取締役・監査役の各候補者の指名理由を、株主総会参考書類において開示します。

経営陣幹部の選任については、指名・報酬諮問委員会で審議を行います。

【補充原則4-1-1: 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会規程を定め、法令および定款に準拠して取締役会で審議する内容を定めます。

また、職務権限規程、業務分掌および職務権限基準表を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にし、経営にあたります。

【原則4-8: 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しています。

【原則4-9: 独立社外取締役となる者の独立性判断基準及び資質】

当社の「社外取締役の独立性判断基準」は、本報告書の「2 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

また、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、金融に関して豊富な経験と高い見識を有する人物の選定に努めます。

【補充原則4-11-1: 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模の考え方】

当社の取締役会は、取締役会全体として多様な知識・経験・能力を持ち、主に証券業務に精通した取締役および監査役で構成され、当社規模を踏まえた現行の員数が迅速な意思決定を行う適正規模と考えます。

【補充原則4-11-2:社外役員の兼任状況】

取締役・監査役の重要な兼任状況は、株主総会招集通知等において、毎年開示します。当社では、特に兼任する社数を制限していませんが、取締役会等の開催につき職務に支障をきたさないよう十分な日程調整を行っています。

【補充原則4-11-3:取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照下さい。

【補充原則4-14-2:取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役については、毎年、日本証券業協会主催の役員研修に、新任の場合は経営層を対象とする外部研修に参加し、研鑽を積むこととします。また、社内の重要な会議への参加や外部の有識者を講師に招いた経営戦略会議を利用して、必要な知識を取得するよう努めます。

【原則5-1:株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

＜株主との建設的な対話を促進するための方針＞

- 1) 総務担当役員が、株主との対話全般を統括します。
- 2) 広報課のある総務部や決算資料を作成する財務部が中心となって、対話を補助する部門間で情報共有を行い、有機的な連携を図ります。
- 3) 総務部広報課にて、投資家からの電話取材やミーティング等の取材を受け付けるとともに、取引所の記者クラブにおいて社長または財務担当取締役が決算説明を行います。また、当社は投資家に向けて当社に関する企業調査レポートを発信します。
- 4) 対話において把握された株主の意見やIR取材については、必要に応じて、取締役会等へ報告を行い、取締役や監査役と情報共有を図ります。
- 5) 株主との対話に際しては、社内規程に基づき、インサイダー情報の漏洩防止に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村土地建物株式会社	17,069,149	28.56
株式会社野村総合研究所	6,248,941	10.45
MSIP CLIENT SECURITIES	1,530,000	2.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託エース証券口)	1,400,000	2.34
朝日火災海上保険株式会社	710,000	1.18
平和不動産株式会社	520,000	0.87
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	454,000	0.75
住友生命保険相互会社	366,000	0.61
株式会社SBI証券	342,000	0.57
日本証券金融株式会社	301,000	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浅田 敏一	弁護士											
廣田 滋	他の会社の出身者					△		△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅田 敏一	○	(1)適合項目に関する補足説明 弁護士法人浅田法律事務所 所長(現任) 木村化工機株式会社 社外取締役(現任)	(1)社外取締役として選任した理由 弁護士として法的な専門知識と経験および高い見識を有していることから、外部的視点で当社の経営管理態勢および内部管理態勢の充実・強化に関して助言をしていただけるものと期待しております。 (2)独立役員として指定した理由等 当社との間に特別の利害関係が無いだけでなく、弁護士として法的な専門知識と経験および高い見識を有しており、客観的な立場から

			職務を適切に遂行していただけるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立役員に指定いたしました。
廣田 滋	○	(1)適合項目に関する補足説明 野村證券株式会社(現 野村ホールディングス株式会社) 元監査役 株式会社野村総合研究所 元取締役 (2)社外役員の属性情報 当社の取引先である野村證券株式会社と株式会社野村総合研究所の出身者です。当社は野村證券株式会社との間で有価証券等の取引があります。また、当社は株式会社野村総合研究所に対して、コンピュータネットワーク等を利用した包括的な事務委託を行っております。	(1)社外取締役として選任した理由 他の証券会社出身で、豊富な経験・業務知識を有しております。 (2)独立役員として指定した理由等 財務および会計に関する相当程度の知見を有し、過去にe、gに該当するものの、証券取引所が定める独立性の要件を満たしておりますので、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社内取締役

補足説明

指名・報酬諮問委員会における「委員長」は取締役社長であり、「その他」は社外監査役(常勤)であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から最低年2回、監査報告会の開催を踏まえ、監査計画、過程および結果について説明を受けるとともに、意見交換を行う等緊密な連携を保つことにより監査の実効性を確保しております。

監査役は、内部監査部門から取締役会等において、内部監査の計画および結果の報告を受けるとともに、お互いの監査実施状況についての情報交換と意見交換を定期的に行い、その後の監査計画における対象部署、スケジュールおよび監査項目等を組み立てるなど緊密な連携をとりながら、双方の監査の実効性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山尾 太一	他の会社の出身者													
高橋 厚男	その他													
土谷 英史	他の会社の出身者									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山尾 太一		(1)適合項目に関する補足説明 野村證券株式会社(現 野村ホールディングス株式会社) 元福岡支店長 同 元総務審理室経営職 (2)社外役員の属性情報 当社の取引先である野村證券株式会社の出身者です。当社は同社との間で有価証券等の取引があります。	(1)社外監査役として選任した理由 他の証券会社出身で、豊富な経験・業務知識を有しております。
高橋 厚男	○	(1)適合項目に関する補足説明 宝印刷株式会社 社外取締役(現任) 藍澤證券株式会社 社外取締役(現任) 公益財団法人日本関税協会 理事長(代表理事)(現任)	(1)社外監査役として選任した理由 証券市場および証券業界に関する豊富な経験・業務知識を有しております。 (2)独立役員として指定した理由等 当社との間に特別の利害関係が無いだけでなく、証券市場および証券業界に関する豊富な経験・業務知識を有しており、客観的な立場から職務を適切に遂行していただけるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役として独立役員に指定いたしました。
土谷 英史		(1)適合項目に関する補足説明 野村證券株式会社(現 野村ホールディングス株式会社) 元人事部エグゼクティブ・ディレクター 野村土地建物株式会社 取締役(現任) (2)社外役員の属性情報 当社の取引先である野村證券株式会社の出身者です。当社は同社との間で有価証券等の取引があります。	(1)社外監査役として選任した理由 他の証券会社出身で、豊富な経験・業務知識を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

＜社外取締役の独立性判断基準＞

当社の社外取締役は、当社に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

1. 本人が、現在または最近において、以下に掲げる者に該当しないこと。

- (1) 当社関係者
 - ・当社の業務執行取締役が役員に就任している会社の業務執行者
 - ・当社の大株主またはその業務執行者
 - ・当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
- (2) 当社の重要な借入先(連結総資産の2%以上)の業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先(有価証券報告書に記載の関連当事者)の業務執行者
- (4) 当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者
- (5) 年間1,000万円を超える寄付金を当社より受領している団体の業務執行する者

2. 二親等内の親族が、現在、以下に掲げる者に該当しないこと。

- (1) 当社グループの業務執行者
- (2) 上記 1. (1)～(5)に掲げる者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

(1) スtockオプションの総額

当社取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額1億円以内で付与することとしております。

(2) スtockオプションの個人別支給水準に関する考え方

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額および具体的内容は、当社における当社取締役の業務執行の状況・貢献度等を基準として定めるものとします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

(1) 社内取締役に対するストックオプションの付与について

当社は、社内取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

(2) 従業員に対するストックオプションの付与について

当社の取締役を兼務しない執行役員、経営役、参与に対しても、取締役と同一の理由から、同一の新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役の総額、監査役の総額、社外役員の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1:情報開示の充実】3. 経営陣幹部・取締役の報酬の決定方針と手続 1) 方針をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専門的に補佐するスタッフは設けておりませんが、総務部が情報を伝達するとともに、招集手続き、資料の作成等、必要に応じて社外取締役および社外監査役の職務を円滑に遂行できるよう補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のガバナンス体制について

＜取締役会＞については、取締役9名のうち社外取締役2名、監査役3名のうち社外監査役3名で構成され、経営監視を行いながら、少人数で迅速に経営の意思決定を行っております。

また、株主の皆様に対し経営の透明性を一層高めるために、独立性の高い社外取締役を選任した上で、監査役会や内部監査部門等との連携を行うことで、取締役会ならびに監査役会機能の強化を図るとともに、内部管理態勢および経営管理の向上に資することを目的として、取締役と社外の法律等の専門家で構成される＜内部管理委員会＞を設置しており、外部からのチェック可能な体制としております。

さらに、当社は取締役会の意思決定の迅速化と効率化を目的として、＜執行役員制度＞を導入し、顧客志向の意思決定が迅速に行われる、スピードが求められる時代に対応した組織体制を構築しております。

(2) 業務執行および監督機能等の充実にに向けたプロセスについて

業務執行に関し経営会議、執行役員会、監督機能等に関し、内部管理委員会、内部監査部門を設置しており、次のとおり取り組んでおります。

＜経営会議＞については、常勤役員により構成され、ここでは個別の経営課題の協議の場として、経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等につき実務的な検討が行われ迅速な経営の意思決定に大いに活かされております。

＜執行役員会＞については、常勤役員、執行役員で構成され、代表取締役を議長とし、会社経営の全般的経営執行の状況を審議し、もって部門活動の総合調整と業務執行の意思統一を図ることにより、経営活動の効率化を図っております。

＜内部管理委員会＞については、取締役会の委任に基づき、内部管理態勢および経営管理の向上に資することを目的として、取締役、常勤監査役および取締役会によって選任された社外の法律等の専門家により、内部管理態勢に関する重要な事項を審議し、経営会議に対して提言を行うとともに取締役会に対して報告を行っております。

内部管理態勢の充実に向け、各部署において、業務執行の適正化を図るため、次のとおり取り組んでおります。

＜リスク管理体制＞については、リスクの特定、分析・評価を通じてカテゴリーに区分したリスクをリスク管理部中心に継続的に監視することを通じ、当社の適正自己資本規制比率等の財務の状況を適切に把握・管理しております。

＜情報セキュリティ管理体制＞については、情報セキュリティ統括管理部が一元管理を行っており、情報セキュリティ管理に関する制度設計、社内規程の整備、情報の管理・取り扱い状況に関するモニタリング、各部署への監督・指導等を行うとともに、内部管理委員会にも報告しております。

＜規程の整備＞については、総務部を中心に関連部署との連携を密にして、法令等の改正も踏まえて、制定、改廃するとともに、必要に応じ規程実施のための各種ガイドライン、マニュアルを作成し、管理本部を中心に役職員への規程の内容の周知に努めております。さらに、顧客との取引の適正化を図るため、管理本部において、営業部門に取引の管理・指導を行うとともに、営業店の臨店検査、苦情等への対応、役職員等の教育・研修などの業務を行っております。なお、業務上生じた法律問題などの重要事項については、各部署より内部管理統括責任者に報告され、必要に応じて弁護士等に相談した上で、その対応等については取締役会等において報告されております。

＜内部監査体制＞については、社長直轄の組織として、インテナル・オーディット部を設置しております。インテナル・オーディット部の行う内部監査については、業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性についての調査、評価および業務改善の勧告、提言であり、内部監査結果については内部管理委員会および取締役会等に報告されております。なお、内部監査の深度を深めるため、インテナル・オーディット部は常勤監査役とともに、必要に応じて検査関連部署から検査結果等の報告を受け、これについて意見交換を行っております。

＜監査役＞は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会への出席はもちろんのこと、常勤監査役においては、原則として内部管理委員会、経営会議、執行役員会へも出席しております。なお、社外監査役に対しては、監査役会開催時に、常勤監査役より、各会議の内容報告、資料説明を行っております。

＜会計監査＞については、有限責任あずさ監査法人と会社法に基づく監査および金融商品取引法監査についての監査契約を締結しており、連結子会社を含めた監査を受けております。また、会計監査人からは監査計画、過程および結果について適宜報告を受け、意見交換を行う等緊密な連携を図っております。

(3) 監査役の機能強化に向けた取り組み状況について

監査役監査を支える体制については、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを必要とした場合、取締役会は監査役との協議のうえ、補助すべき使用人を任命することができます。総務部において、監査役会の招集手続、資料の作成等の補助を行い、監査役がその職務を円滑に遂行できる体制を構築しております。

社外取締役および社外監査役は、会社との間で責任限定契約を締結しております。その内容は、「職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う」としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人設置会社です。

独立社外取締役を2名選任した上で、監査役会を設置することで、社外性が担保されている監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能を期待することができ、ひいては株主全体の利益と当社の企業価値の向上に資すると考えております。

また、取締役会の委任に基づき、客観性と透明性を高めるため、内部管理委員会、指名・報酬諮問委員会を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	約3週間前の発送を行っております。平成28年6月6日(月)発送。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年6月27日(月)開催
その他	早期に情報を提供する観点から、株主総会招集通知を発送の約1週間前に当社および東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示指針(ディスクロージャー・ポリシー)を制定するとともに、ホームページにおいて公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	プレスリリース資料、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、営業のご報告、業務および財産の状況に関する説明書、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知等を掲載しております。 (http://www.takagi-sec.co.jp/corporate/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部に広報課を設置し、対応しております。	
その他	社長または財務担当役員が、記者クラブにおいて、決算記者会見を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動憲章を制定し、全社員に冊子を配布し、その浸透を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示指針(ディスクロージャー・ポリシー)を制定するとともに、ホームページにおいて公表しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「高木証券株式会社 行動憲章」を定め、取締役社長がその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。さらに取締役の中から内部管理統括責任者を選定し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、内部監査部門によるモニタリングを実施する。
- (2) 当社は、取締役会の委任に基づき、内部管理態勢および経営管理の向上に資することを目的として、取締役および取締役会によって選任された社外の法律等の専門家により構成される内部管理委員会を設置し、内部管理態勢に関する重要な事項を審議し、経営会議に対して提言を行うとともに取締役会に対して報告を行うこととする。
- (3) 法令上疑義ある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として、内部管理統括責任者および外部専門家(弁護士)を窓口とする「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、社内での情報確保に努め、寄せられた情報内容を精査して対応策を講じるとともに、必要に応じ取締役会または監査役に報告し、再発防止策を実施することとする。なお、本項に基づく情報提供を行った者について、同人が当該情報提供をしたことを理由に、解雇その他のいかなる不利な取り扱いも行わないものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、文書管理規程を定め、法令および同規程に基づき、重要文書を適正に保管管理する。
- (2) 当社は、総務担当役員を、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき、全社的に統括する文書管理責任者とし、その者の指示のもと、総務部長が文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存することとする。
- (3) 取締役および監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書等を閲覧できることとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理規程を定めるとともに、リスク管理部を中心にカテゴリー毎のリスクを関連部署と連携を図りながら継続的に監視することとする。さらに内部監査部門がリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会等に報告することとする。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」等の規定に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、早期の打開に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標および効率的な達成の方法等を担当取締役および担当執行役員が策定する体制をとることとする。
- (2) 当社は、執行役員制度の導入により、経営の意思決定と執行の分離を図るとともに、社内規程に基づく職務権限および意思決定ルールの実行により、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制とする。
- (3) 当社は、積極的にITを活用することとし、取締役会が迅速かつより正確に業務結果を把握することにより、目標達成の精度を高めるための全社的な業務の効率化を実現する体制を構築することとする。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社に対しても、当社の監査役、内部監査部門および会計監査人による定期的な監査を実施し、その結果を当社の取締役会に報告する体制をとることとする。
- (2) 当社は、子会社の役職員に、子会社における職務の執行状況等を必要に応じて当社の経営会議等に報告させ、子会社の損失の危険の管理状況、子会社取締役の職務の執行の効率性、子会社職員の法令等遵守状況を把握するとともに、子会社における重要事項の決定等については、当社の取締役会においても審議することとし、グループとして業務の適正を確保する体制を構築する。
- (3) 当社は、当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびにその当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを必要とした場合、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を任命することとする。
- (2) 使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保し監査役による指示の実効性を高めるものとする。
- (3) 当面は、総務部において、監査役会の招集手続、資料の作成等の補助を行い、監査役がその職務を円滑に遂行できる体制を構築するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとして経営会議、執行役員会等の重要な会議に出席することができるとともに、取締役および使用人から直接または間接的に、業務の執行状況その他重要事項の報告を受け、必要があれば

- ば意見を述べるができる。この監査業務の実効性を確保するため、取締役は、上記重要な会議への監査役の出席が可能となるよう配慮し、監査役の職務執行に必要な協力をする。
- (2) 取締役および使用人は、重大な法令違反、定款違反および重大な不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
- (3) 監査役に対して本項(1)および(2)の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- (4) 取締役は最低年1回、使用人は必要に応じて、監査役からのヒアリングまたは意見交換の依頼に対し協力する。
- (5) 取締役は、監査役が、内部監査部門および監査部ならびに会計監査人と情報交換を行う等、緊密な連携を保つことで監査の実効性を確保できるよう配慮する。
- (6) 監査役の職務執行に関して生じる費用については、所定の手続きにより会社が負担する。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、反社会的勢力に対する基本方針および反社会的勢力との関係遮断に関する規程ならびに対応マニュアルを整備し、当該基本方針等に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは取引関係等一切の関係を持たず、組織全体として毅然とした態度で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(「反社会的勢力に対する基本方針」)

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しております。同基本方針において、組織としての対応、外部専門機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、有事における民事と刑事の法的対応、および裏取引や資金提供の禁止について宣言をしております。なお、同基本方針は当社ホームページに掲載しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・ 社内規程の整備状況

当社は、「高木証券株式会社 行動憲章」において、反社会的勢力および団体との対決について規定しております。また、上記の「反社会的勢力に対する基本方針」に加えて、反社会的勢力との関係の遮断に関し、必要な事項を定めた「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定しています。

・ 反社会的勢力対応部署および不当要求防止責任者の設置状況

反社会的勢力対応部署を設置しております。反社会的勢力対応部署は、関係部店と協力のうえ、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢を構築するものとしております。また、本支店に不当要求防止責任者を設置しております。

・ 外部の専門機関との連携状況

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士および日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

・ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報収集に努めます。収集した情報は、反社会的勢力データベースとして管理いたします。

・ 反社会的勢力対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応等について定めたマニュアルを整備するとともに、コンプライアンス・マニュアルにも反社会的勢力への対応について記載しております。

・ 研修活動の実施状況

役職員に対し、反社会的勢力への対応等について、社内研修を実施するなど、役職員の啓蒙に努めるものとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

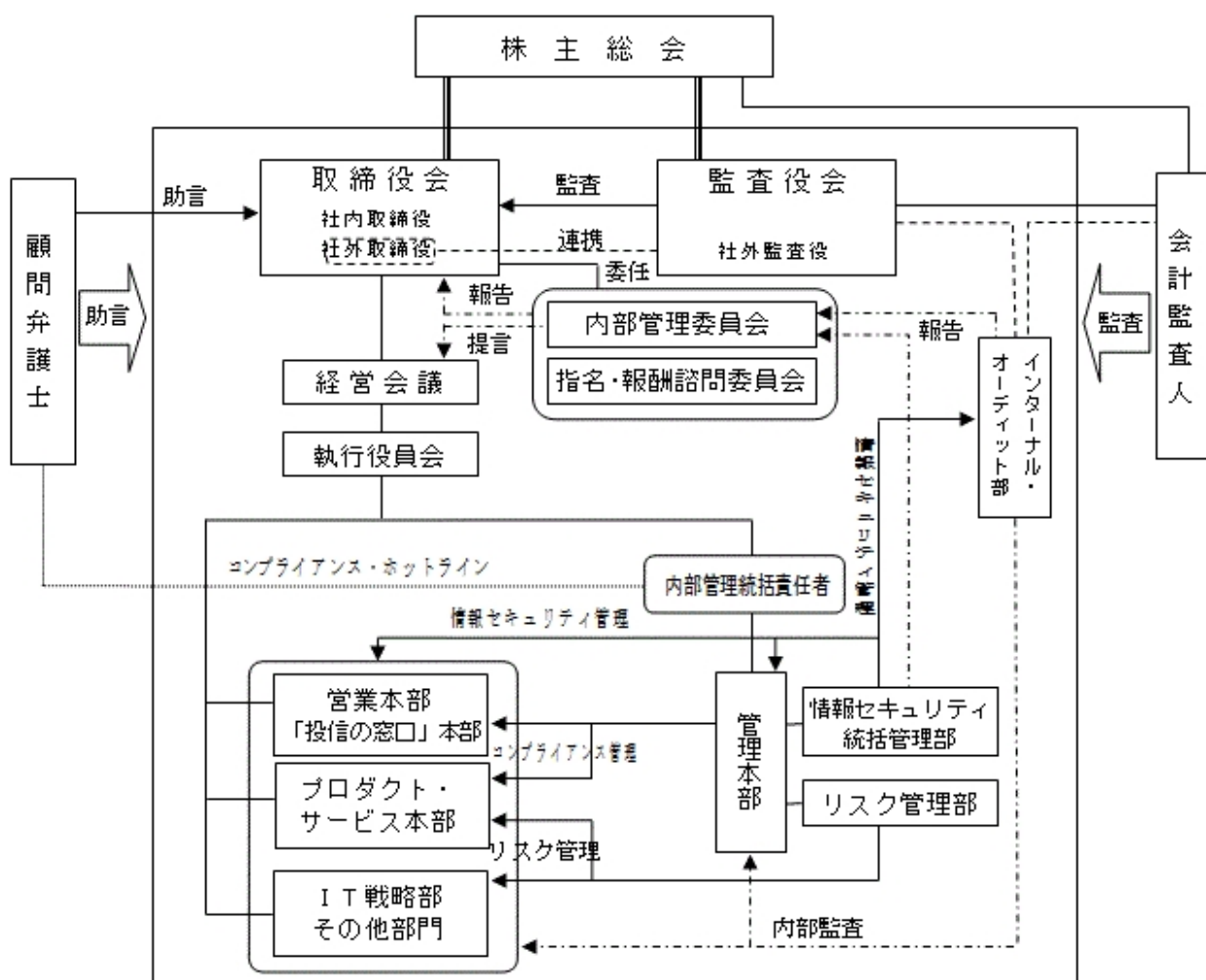
適時開示体制の概要について

当社は、公平かつ適正な情報開示を促進するための基本方針を定めた「情報開示指針（ディスクロージャー・ポリシー）」を制定し、また金融商品取引法、その他の法令および金融商品取引所の定める規則等を遵守し、株主および投資家の皆様に対し、公平かつ適時・適切に情報を開示いたします。

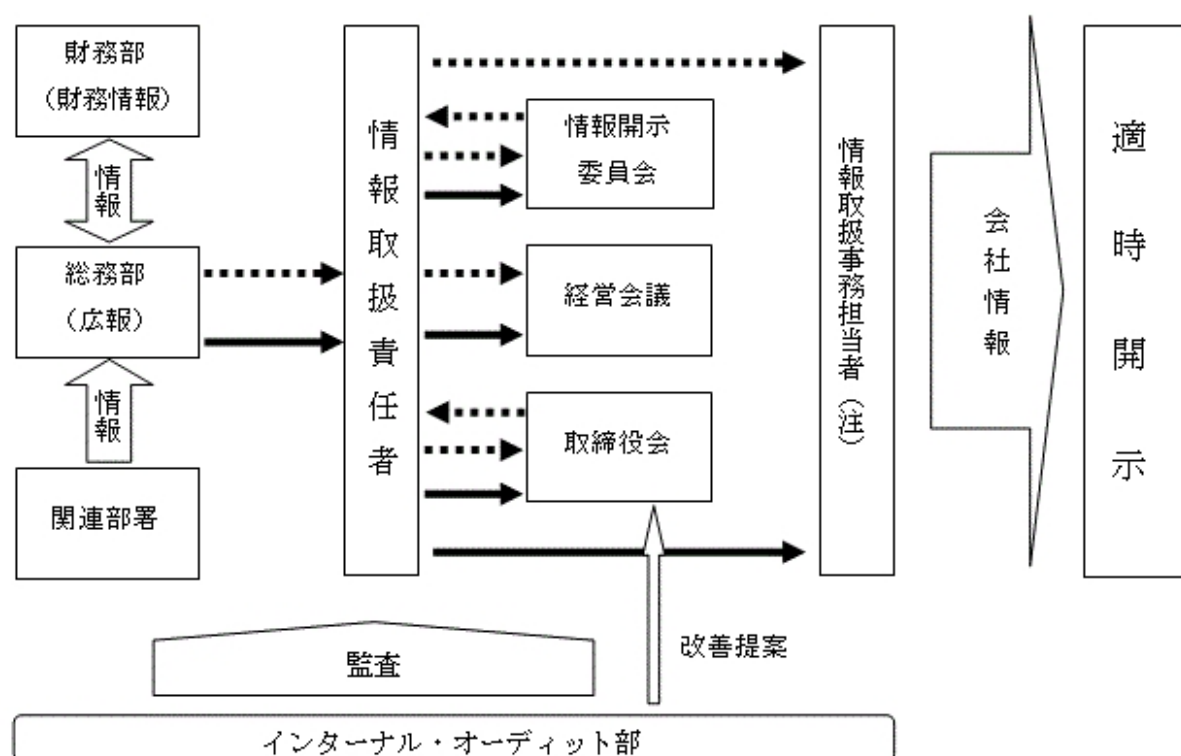
法定開示に係る事項については、金融商品取引所の窓口である総務部において開示情報を一元管理しており、経営会議、取締役会に付議し、決議または報告したうえでTDnetで開示しております。また、開示情報については、記者クラブ等の報道機関に伝達し、当社ホームページに掲載するなど、広く投資家・株主等に周知しております。また、開示情報の問い合わせについては、総務部が窓口として対応しております。

会社情報の適時開示に係る社内体制の実効性を確保するため、監査対象から独立した社長直轄の内部監査部門において内部監査を行うとともに、瑕疵が発見された場合には取締役会に改善提案を行います。

【 参考資料：内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制案（模式図） 】



【 参考資料:適時開示体制の概要(模式図) 】



(注) 情報取扱事務担当者は総務部に所属しており、情報取扱責任者の指示により適時開示手続きを行っております。

.....▶ 決定事実、決算情報に関する開示

————▶ 発生事実に関する開示

以 上